

介護老人保健施設クローバーのさとイムスケアカウピリ板橋

短期入所療養介護重要事項説明書

1 当事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-3955-9608 (午前8時30分～午後5時30分)

FAX 03-3955-9660 (24時間受付)

担当 支援相談員

* ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 介護老人保健施設「クローバーのさとイムスケアカウピリ板橋」の概要

(1) 事業者の名称・所在地等

・事業者名	クローバーのさとイムスケアカウピリ板橋
・開設年月日	平成26年10月1日
・所在地	東京都板橋区仲町1番4号
・電話番号	03-3955-9608
・ファックス番号	03-3955-9660
・代表者名	理事長 中村 哲也
・介護保険事業者番号	1351980022

(2) 施設の職員体制 (基準数による)

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
医師	*1			医療
看護職員	9		1	看護業務
薬剤師		0.3		薬剤管理
介護職員	21		4	介護業務
支援相談員	1			相談業務
理学療法士				
作業療法士	2			機能訓練業務
言語聴覚士				
管理栄養士	1			栄養指導
介護支援専門員	1			サービス計画の作成
事務・その他	必要数			事務会計・用務等

*施設長と兼務

(3) 施設の設備等の概要

定 員	88名	診 察 室	1
居 室	4人室	18室	食 堂 2 (各階)
	個 室	16室	レクリエーションルーム 1
			機能訓練室 1
浴 室	一般浴槽と特別浴槽	談 話コーナー	2 (各階)
ADL 訓練室	1	理美容コーナー	1 (共用)
相 談 室	5	ボランティアルーム	1 (共用)

3 サービス内容

- ① 短期入所療養介護サービス計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 送迎（ご希望により、また、居宅介護サービス計画により行います。）
- ⑨ 理美容サービス
- ⑩ その他

*以上、これらのサービスの中には、利用者の方から基本利用料とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

4 料金

(1) 基本利用料

①短期入所療養介護利用料

◎1割負担

<介護保険適用時 1日あたりの自己負担額>

従来型個室	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
療養介護費(i)	821円	873円	942円	1,001円	1,059円
療養介護費(ii)	893円	974円	1,045円	1,109円	1,171円
多床室	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
療養介護費(iii)	905円	960円	1,029円	1,087円	1,147円
療養介護費(iv)	984円	1,068円	1,138円	1,202円	1,266円

◎ 2割負担

<介護保険適用時 1日あたりの自己負担額>

従来型個室	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
療養介護費(i)	1,642円	1,746円	1,884円	2,002円	2,117円
療養介護費(ii)	1,786円	1,947円	2,089円	2,217円	2,342円
多床室	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
療養介護費(iii)	1,810円	1,919円	2,058円	2,174円	2,294円
療養介護費(iv)	1,967円	2,135円	2,276円	2,403円	2,531円

◎ 3割負担

<介護保険適用時 1日あたりの自己負担額>

従来型個室	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
療養介護費(i)	2,463円	2,619円	2,826円	3,002円	3,175円
療養介護費(ii)	2,679円	2,920円	3,133円	3,326円	3,512円
多床室	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
療養介護費(iii)	2,715円	2,878円	3,087円	3,261円	3,440円
療養介護費(iv)	2,950円	3,202円	3,414円	3,604円	3,797円

※ 償還払いの場合には、一旦、介護報酬額全額をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行いたします。後日当該区役所の介護保険の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

② 滞在費

i) 従来型個室 1日あたり 1,730円 全額自己負担となります。

ii) 多床室 1日あたり 710円 全額自己負担となります。

③ 食費 1食あたりで算定します 全額自己負担となります。

朝食570円 昼食730円 おやつ80円 夕食740円

※ ②、③については負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額となります。ただしおやつ代は別途いただきます。

(2) その他の料金

	内容	金額			備考
		1割負担	2割負担	3割負担	
1	身体拘束未実施廃止未実施減算	▲所定単位数に1%を乗じた単位数			身体拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合
2	高齢者虐待防止措置未実施減算	▲所定単位数に1%を乗じた単位数			虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合
3	業務継続計画未策定減算	▲所定単位数に3%を乗じた単位数			感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合
4	夜勤職員配置加算	27 円/日	53 円/日	79 円/日	夜勤体制が基準を満たしている場合
5	個別リハビリテーション実施加算	262 円/日	524 円/日	785 円/日	個別のリハビリを実施した場合
6	認知症ケア加算	83 円/日	166 円/日	249 円/日	認知症の入所者にサービスを行った場合
7	認知症行動・心理症状緊急対応加算	218 円/日	436 円/日	654 円/日	認知症行動・心理症状の為、在宅生活が困難であると医師が判断された方が利用した場合
8	緊急短期入所受入加算	99 円/日	197 円/日	295 円/日	緊急やむを得ない理由により緊急に短期入所が必要となった場合
9	若年性認知症利用者受入加算	131 円/日	262 円/日	393 円/日	若年性認知症の方が利用された場合
10	重度療養管理加算	131 円/日	262 円/日	393 円/日	要介護度4又は5であって、手厚い医療が必要な状態である利用者を受入れた場合
11	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）	56 円/日	111 円/日	167 円/日	厚生労働省が定める在宅復帰、在宅療養支援に対しての評価基準に基づいて算定
12	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（II）	56 円/日	111 円/日	167 円/日	
13	送迎加算	201 円/回	401 円/回	602 円/回	送迎を行った場合(片道につき)
14	総合医学管理加算	300 円/日	600 円/日	900 円/日	診療方針を定め処置等を行い利用者の主治の医師に対して、必要な情報の提供をした場合

15	口腔連携強化加算	55 円/回	109 円/回	164 円/回	口腔の健康状態の評価を実施し、介護支援結果を歯科医療機関及び介護支援専門員に対し情報提供した場合	
16	療養食加算	9 円/回	18 円/回	27 円/回	療養食を提供した場合	
17	緊急時治療管理加算	565 円/日	1,130 円/日	1,694 円/日	病状が著しく悪化し緊急的治療管理を行った場合	
18	生産性向上推進体制加算 (I)	109 円/月	218 円/月	327 円/月	見守り機器等のテクノロジーを導入し、業務改善を継続的に行つた場合	
19	生産性向上推進体制加算 (II)	11 円/月	22 円/月	33 円/月		
20	サービス提供体制強化加算 (I)	24 円/日	48 円/日	72 円/日	介護福祉士 80%以上 勤続 10 年以上介護福祉士 35%以上 サービスの質の向上に資する取組を実施している場合	
21	サービス提供体制強化加算 (II)	20 円/日	40 円/日	59 円/日	介護福祉士 60%以上	
22	サービス提供体制強化加算 (III)	7 円/日	13 円/日	20 円/日	介護福祉士 50%以上 常勤職員 75%以上 勤続 7 年以上 30%以上	
23	介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数に 7.5% を乗じた単位数			介護職員の賃金改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所が利用者に対してサービスを提供した場合	
24	介護職員等処遇改善加算 (II)	所定単位数に 7.1% を乗じた単位数				
25	介護職員等処遇改善加算 (III)	所定単位数に 5.4% を乗じた単位数				
26	介護職員等処遇改善加算 (IV)	所定単位数に 4.4% を乗じた単位数				
27	特別療養室料（個室）	5,500 円/日			税込み	
28	選択制 日用品費	A	250 円/日			
29		B	200 円/日			
30		C	0 円/日			

31	教養娯楽費	実費（1回あたり）	利用者の希望によりクラブ活動等に参加された場合
32	理美容代	実費	利用時のみ 別途資料をご覧ください。
33	洗濯の委託	実費	洗濯業者との契約に基づき、利用時の み 別途資料をご覧ください。
34	コピー代	11円（1枚あたり）	消費税込み

※ (1) ①、(2) 4~22については、端数処理をしていますので回数等により自己負担の金額が変わる場合があります。

(3) 支払い方法

毎月10日前後に前月分の請求書をお送りいたしますので、14日以内にお支払いください。お支払方法は、現金払い、口座引落しのいずれかからご契約のときにお選びください。

5 短期入所療養介護利用の中止

(1) 利用開始予定日以前の中止

入所前にお客様の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が必要です。

入所日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無 料
入所日の前日午後5時までにご連絡いただかなかった場合	短期入所療養介護利用料の 20%

(2) 利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ① 利用者が中途退所を希望した場合
- ② 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ③ 利用中に体調が悪くなった場合、短期入所療養介護の継続が困難になったとき
- ④ 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合で、必要な場合には、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

主治医

病院又は診療所	
医 師 名	
住 所	
電 話 番 号	

6 協力医療機関

- ・ 東京都健康長寿医療センター : 東京都板橋区栄町35番2号
03-3964-1141
- ・ 板橋中央総合病院 : 東京都板橋区小豆沢2丁目12番7号
03-3967-1181

協力歯科医療機関

- ・ 東京都健康長寿医療センター : 東京都板橋区栄町35番2号
03-3964-1141
- ・ 菊川おおにし歯科・矯正歯科 : 東京都墨田区立川3-6-12
ルーチェヴィラ菊川1,2F
03-3635-2545

7 サービスの特徴等

(1) 運営の方針

高齢者の自立を支援し、家庭への復帰を目指す施設として、明るく家庭的な雰囲気のもとで地域や家庭との結びつきを重視した施設運営を行う。また、地域に対する公共性、公益性の重要な役割を踏まえて、利用者やその家族に安心、満足、可能性を追求できるケアを提供する。

また、適切な施設介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動など施設介護職員等の就業環境が害されると判断した場合は必要な措置を講じます。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業者への研修の実施	有	年1回以上の専門研修を実施しています
接遇マニュアルの作成	有	
身体拘束の有無	無	生命・身体を保護するため緊急やむをえない場合のみ、同意のうえ行う。
感染症の管理体制	有	感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のため指針を整備し、対策検討会議を月1回以上開催
介護事故に対する安全管理体制	有	施設内で発生した事故について毎月開催される事故対策委員会にて分析し改善策を検討
褥瘡防止対策の体制	有	褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止する体制を整備
介護サービス情報の公表	有	指定調査機関による調査(年1回)・公表
そ の 他	無	

8 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会 午前10時～午後8時(受付の面会簿にご記入下さい)
- ・設備、備品の利用 備え付けのものを利用(無断使用は禁止)
- ・金銭、貴重品の管理 個人管理(破損・紛失・盗難には責任を負いかねます)
 - ①職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
 - ②職員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
 - ③職員に対するセクシャルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)
- ・禁止行為 原則持ち込み不可(施設で許可した物に限る)
 - ・飲食物の持ち込み
 - ・施設外での受診 医師の指示のもとに行う

9 第三者評価

第三者評価は実施しておりません

1 0 緊急時の対応方法

ご利用者の容態に変化等あった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずる他ご家族へ速やかに連絡します。

緊急連絡先

氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

1 1 事故発生時の対応について

施設サービス提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに家族や区に連絡すると共に、必要な措置を講じます。事故内容については状況等を記録し、再発防止に努めます。事故が故意過失による場合は損害賠償します。故意過失によらない場合や、入所者に重過失がある場合はこの限りではありません。

1 2 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための対策について

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用方法）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

1 3 非常災害対策

- ・防災時の対応 消防計画規定により生命の安全を最優先に避難します。
- ・防 災 設 備 スプリンクラー、消火器、消火栓、防火戸、排煙設備、自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯、粉末消火設備
- ・防 災 訓 練 年2回以上
- ・防 火 管 理 者 荒木 珠子

1 4 サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 1階事務所受付意見箱

- (2) 当事業所の相談・苦情および高齢者虐待の受付窓口

事務室および各サービスステーションで受け付けています。

[担当職員]	施 設 長	丸山 直記
	看 護 部 長	藤田 正恵
	支 援 相 談 員	林 美幸
	電 話	03-3955-9608

(3) 苦情・相談等に対応するための体制・整備

1. 支援相談員が、利用契約時に利用者及び家族に対し苦情・相談等の申し出方法について説明する。
2. 寄せられた苦情・相談等は支援相談員が受け付け、必要に応じ、施設長、看護部長、事務長に報告する。
3. 支援相談員は関係職員に事実確認・再発防止策の立案・実施をさせるとともに、当該利用者・家族との話し合いの場を設けるなど、問題解決に取り組む。
4. 支援相談員はその内容や経過などを記録する。
5. 支援相談員は月1回開催のサービス向上委員会（緊急性・重要性の高いケースについては臨時開催）にて、苦情・相談等の内容を報告し問題解決に取り組む。
6. 必要に応じて、東京都社会福祉協議会 福祉サービス適正化委員会や板橋区、その他関係機関への報告、連携し問題解決に取り組む

(4) その他

区役所、国保連の介護保険の窓口でもご相談いただけます。

主な窓口

◇板橋区役所 健康生きがい部介護保険課 苦情・相談室

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 TEL:03-3579-2079

◇東京都国民健康保険団体連合会 介護保険課

〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階

TEL:03-6238-0177 (大代表) FAX:03-6238-0022

1.5 当法人の概要

法 人 名	医療法人 社団 明 芳 会
法 人 代 表 者 名	理 事 長 中 村 哲 也
法 人 所 在 地	東京都板橋区小豆沢2丁目12番7号
法 人 電 話 番 号	03-3967-1181
定款の目的に定めた事業	1. 病院の経営 2. 診療所の経営 3. 介護老人保健施設の経営 4. その他これに付随する業務 訪問看護ステーション 居宅介護支援事業所 地域包括支援センター 看護学校 その他
事 業 所	*病院 *介護老人保健施設 *その他